

1	・現在の進捗状況、現在の工事状況等について説明 ・用地買収に関する説明、相談		
8	令和元年7月4日	喜多見7丁目常設会場	東名ジャンクション 76名
	令和元年7月5日	北野3丁目常設会場	中央ジャンクション 76名
1	・現在の進捗状況、現在の工事状況等について説明 ・用地買収に関する説明、相談		
9	令和2年2月6日	喜多見7丁目常設会場	東名ジャンクション 64名
	令和2年2月8日	北野3丁目常設会場	中央ジャンクション 158名
2	・現在の進捗状況、現在の工事状況等について説明 ・用地買収に関する説明、相談		
0	令和2年9月27日	北野3丁目常設会場	中央ジャンクション 123名
	令和2年9月28日	東名インフォメーションセンター	東名ジャンクション 47名

## (5) 「対応の方針」

これまでオープンハウスや住民参加による地域課題検討会等で頂いた、地域住民の意見や要望などを踏まえ、外環整備に伴う環境対策など、地域の今後検討していく課題とその解決に向けて、国と都の考え方を「対応の方針」としてとりまとめた。

### ①経過

- 平成21年1~2月 「対応の方針（素案）」公表及び意見募集
- 3月 「対応の方針（素案）」に掛かる世田谷区長意見書提出
- 4月 東京外かく環状道路（関越道～東名高速間）沿線区市長意見交換会（第9回）を都庁にて開催 —「対応の方針」とりまとめ  
「対応の方針」及び「対応の方針（素案）」について頂いた意見の概要と国と都の見解の公表

### ②「対応の方針」の構成

#### ア 地域

- (ア) 外環整備に伴う地域の課題解決に向けた「対応の方針」は、沿線を7つの地域に分け、それぞれの地域ごとに「対応の方針」がまとめられている。
- (イ) 世田谷区は、東名ジャンクション周辺地域と中央ジャンクション周辺地域の2地域が対象となっている。なお、中央ジャンクション周辺地域は、世田谷、調布、三鷹の各地区での課題をすべて統合し、共通の「対応の方針」となっている。

#### イ 項目

各地域の「対応の方針」は、下記の項目に分類して、とりまとめている。

1. 交通	(1) 地区交通、(2) 幹線交通、(3) 広域交通
2. 環境	(1) 大気質、(2) 騒音・振動・低周波音、(3) 地下水、(4) 動物、植物、生態系 (5) 緑の量、(6) 景観、(7) 日照阻害・電波障害・風など、(8) 史跡・文化財、 (9) 環境一般
3. まちづくり	(1) まちづくり全般、(2) 地域分断、(3) 土地利用
4. 安心・安全	(1) 交通安全・治安、(2) 災害・事故時の対応
5. 工事中	(1) 工事中の交通への影響、(2) 工事中の環境への影響、(3) 工事中の安全性
6. 用地補償	
7. 計画検討の進め方	(1) 計画検討全般、(2) 意見反映、(3) 情報の提供

※上記は、東名ジャンクション周辺地域及び中央ジャンクション周辺地域の項目

### ③今後の予定

国及び東京都は、今後、事業の各段階においてこの「対応の方針」に基づき、詳細な検討を実施している。また、今後の詳細な検討においても、引き続き地域PIなどの取り組みにより、地域のみなさんのご意見を聴きながら進めていくとしている。

## (6) 区の対応（要望事項等）

### ①熊本前区長

平成18年3月31日　国土交通省関東地方整備局長、東京都都市整備局長への要望書要旨

- ・整備にあたっては、野川・国分寺崖線等自然環境への十分な配慮と、ジャンクション等地上部区間周辺への影響を極力小さくすることが重要である。
- ・外環道の計画は、世田谷区基本計画、都市整備方針、道路整備方針、交通まちづくり基本計画等世田谷区の方針・計画等との整合を図り、地域のまちづくりに資するようなものとなるよう十分な配慮が必要である。
- ・外環道の計画は、世田谷区環境基本条例、みどりの基本条例、国分寺崖線保全整備条例、風景づくり条例等の制定の趣旨を踏まえ、世田谷区の自然環境の保護及び保全並びに生活環境へ十分配慮することが必要である。
- ・計画を進めるにあたっては、環境や周辺への影響等、住民が不安を持っている事柄について、分かりやすく説明し、また、住民の意見をよく聴きながら計画を進めることが重要である。
- ・外環道の東名以南の整備については、外環道が一時に東名ジャンクションで止まった場合、区内周辺交通へ与える影響が大きいと考えられるため、早期整備が必要である。
- ・外環のランプ部について、環境施設帯の延伸を行うこと。
- ・環境施設帯の整備にあたっては、地先アクセスの確保などの観点から、原則として外縁部に幅員6m以上の生活道路を設置すること。
- ・新たに都市計画が廃止になる部分について、土地の有効活用が図れない個所については、国による任意買収等の方法で、緑地等の整備を行う等、特段の配慮を行うこと。
- ・地下トンネルの開口部について、開削区間だけでなくその周辺部分についても緑地等の整備を行うこと。
- ・外環道の連絡路及び東名高速の高架下について、地域貢献施設の設置等を検討すること。
- ・外環道の整備により消滅又は分断される道路について、代替道路の整備等により、従前の機能を確保すること。
- ・吉祥寺通りについては、立体化等の方策により現況の線形の維持を検討すること。やむを得ず、線形の維持が困難な場合は、都市計画道路調布3・4・17号線との間を少なくとも幅員12m以上の道路で連絡すること。
- ・東名高速北西側の側道については、近隣に代替となる都市計画道路が計画されていないことから、代替道路等の整備により、現在の交通機能を確保すること。

平成18年10月25日　沿線6区市長より国土交通省関東地方整備局長、東京都都市整備局長への要望書要旨

- ・ジャンクションやインターチェンジの整備による、外環本線以外での沿線地域内の交通量や流れの大きな変化をどう予測し、問題の発生に対してどのように対処しようと考えているか、明らかにすべきである。
- ・外環及びインターチェンジ開設時までに、周辺道路整備をどのように進める必要があると考えているのか、また事業主体側の責任においてどこまで整備しようと考えているのか、明らかにすべきである。
- ・ジャンクション部やインターチェンジ部は可能な限り蓋掛けを行い、その上部や環境施設帯については、地元の利便にも供したいという意向を聞いているが、いつまでに、何について、どのような方法で検討を進めようと考えているのか、明らかにすべきである。
- ・ジャンクション及びインターチェンジの整備による地域・コミュニティの分断に対し、具体的にどのような方策を考えているか、明らかにすべきである。
- ・現在、外環本線の都市計画案について、外環の2に関する事業者としての基本的な考え方、今後の検討

の具体的な方向性などが不透明であるため、区市における外環本線の検討にも大きな影響を及ぼしている。現時点での基本的な考え方、都市計画変更へと至るまでの地元との協議・検討のプロセス、およびその時期等について、明らかにすべきである。また、この検討が幹線道路としての広域的な視点だけでなく、各区市の実態に即して進むよう、交通量や流れのシミュレーション、延焼防止効果などの防災シミュレーション、移転家屋数や整備手法のモデル提示など、検討に必要な基本的なデータの提示を求める。

- ・東名以南の外環の整備については、現在の計画案で外環整備が進んだ場合は、早期整備が必要不可欠であると考える。外環道が湾岸道路までつながることにより、東名ジャンクション周辺の環境改善にも大きく寄与することが期待できることから、具体的な取り組みを進めることを強く要望し、早急に、今後の検討プロセスや基本的な考え方を提示されたい。
- ・外環の計画は、各区市が行う地域のまちづくりに対して大きな影響を与えるものと思われることから、その円滑かつ効果的な進捗を図る上で、各区市が行うまちづくりに対する補助制度の拡充などの支援策や協力体制、またその範囲について、基本的な考え方を提示されたい。
- ・外環計画について、生活再建救済制度のあり方についての検討が必要と考える。住民の生活再建に資するという制度の趣旨に鑑み、制度の充実などについて、基本的な考え方を提示されたい。
- ・現時点では、外環の整備についての事業主体が決まっていないと聞いているが、今後事業着手に至るまでのプロセス、またその中で事業主体を決定する方法や過程、また仮に事業主体が株式会社となった場合の国の関与や、その場合に各区市の要望をどのように確実に実現していくのかの方法について、明らかにすべきである。

#### 平成19年1月12日 都市計画法に基づく東京都への意見要旨

- ・東名高速道路以南（東名高速～湾岸道路）について、都市計画決定を早期に行い、東京区間（世田谷区宇奈根～練馬区大泉間）の整備にあわせて確実に東名以南の整備を進めること。
- ・環境・景観への配慮について、整備にあたっては、野川及び国分寺崖線等における緑と水の自然環境と景観への十分な配慮を行うとともにジャンクション等の構造を含め地上部区間周辺への影響を極力小さくすること。
- ・周辺まちづくりの観点から、外環道のジャンクション及びインターチェンジ周辺の都市計画道路などの都市基盤整備については、その必要性、整備手法、時期等について区と十分協議し総合的なまちづくりを進めること。

#### 平成21年10月23日 沿線6区市長より国土交通大臣、東京都知事への要望書要旨

- ・外環本線の事業実施にあたっては、事前に地元住民や沿線区市に対し、適切かつ十分な情報提供を行うこと。なお、都においては、国に働きかけること。
- ・国及び都が、外環本線整備に伴う環境対策や蓋かけ部の環境整備などの地域の課題を、とりまとめ公表した「対応の方針」について、確実に履行するとともに、早期に事業説明会を開催するなど、地元住民や沿線区市の意見を聞きながら進めること。なお、都においては、説明会の開催などを国に働きかけること。
- ・今年度必要な予算を確保するとともに、平成22年度以降も事業費の安定的な確保に取り組み、早期完成に向けて着実な事業実施に努めること。なお、都においては、国に働きかけること。
- ・外環の事業に伴い、区市が行う周辺のまちづくりに対し、整備手法等に関する支援や協力を実施すること。
- ・予定路線である東名高速から湾岸道路の区間についても、早期に具体化すること。なお、都においては、国に働きかけること。

#### 平成22年5月28日 沿線6区市長より国土交通大臣、東京都知事への要望書要旨

- ・「対応の方針」について、整備手法に関わらず、国が完成まで責任を持って、国と都が連携し、地元住民や沿線区市の意見を聞きながら、確実に履行すること。
- ・外環本線の事業にあたっては、国において必要な手続きを早急に行い、関係権利者に不公平が生じることなく税制上の措置が講じられるなど、生活再建に際しての適切な対応を責任を持って行うこと。また、

施行者に関わらず、区市の土地開発公社が協定書に基づき、生活再建救済制度で取得した用地の買戻しなどに対し、国が責任を持って対応すること。なお、都においては、国に働きかけること。

- ・予定路線とされている東名高速から湾岸道路までの区間について、早期に計画を具体化するよう、国に働きかけるとともに、都としても必要な検討を進めること。

#### 平成22年8月25日 沿線6区市長より国土交通大臣への要望書要旨

- ・国は、沿線地域住民との話し合いの経緯を鑑み、事業の各段階に応じて必要な情報を提供すること。
- また、国は沿線区市長に対し、本事業に関する情報を適時適切に提供するとともに、沿線区市長の意見に配慮すること。
- ・「対応の方針」について、整備手法に関わらず、国が完成まで責任を持って都と連携し、沿線地域住民や沿線区市の意見を聞きながら、確実に履行すること。
- ・外環本線の事業にあたっては、沿線地域住民への丁寧な説明を行った上で、全ての関係権利者に不公平が生じることなく税制上の措置が講じられるよう、国において必要な手続きを早急に行い、生活再建に際して迅速かつ適切な対応を責任を持って行うこと。
- ・関係権利者の生活再建および「対応の方針」の確実な履行を踏まえた着実な事業実施のために、来年度予算要求において、必要な直轄事業費を計上するなどの対応を要望する。
- ・国、都、区市による協定書に基づき、事業化以前に区市の土地開発公社が生活再建救済制度で取得した用地の買戻しについて、国が責任を持って履行すること。
- ・予定路線とされている東名高速から湾岸道路までの区間について、国において早期に計画を具体化すること。

#### **②保坂区長**

##### 平成23年12月7日 区有地の使用に伴う東京外かく環状国道事務所長への要望事項

区有地の使用を承諾する際に、外環事業用地内の用地処理や公共施設の代替機能の確保等について、別途、協議すること、以下の要望事項に配慮することを条件に付した。

- ・住宅・集合住宅の地下に築造される道路が地盤、地表に与える影響、また地震や交通事故などの非常事態における予測される影響について今後とも最近の知見による周辺住民への情報提供を求めたい。
- ・大気質や振動、騒音、地下水の保全等、工事により懸念される環境への影響については、最新の技術を適用し必要な調査・対策を講じるなど、十分に配慮されたい。
- ・排気ガスの影響など環境影響に関する取り組みや事業スケジュール等については、地元住民へ具体的な情報をわかりやすく、できる限り速やかに周知するなど、十分な情報提供を図られたい。
- ・今後の人団減少傾向もふまえた最新の交通量予測をもって、外環道から環状8号線等への車両流入・渋滞予測を開示していただきたい。
- ・事業及び工事に関する地元要望への回答や意見の反映については、当該地域のオープンハウスを活用し、また積極的に周辺住民との情報交換の場の設置や機会を増やすなど、誠実な対応に努めていただきたい。
- ・ジャンクションが築造予定の周辺においては、地元住民等から、東名以南が整備されない場合の地域負担の懸念、排気ガスや光化学スモッグの発生、環境アセスのやり直し、残地の取得、代替地の確保など、様々な意見や要望を受けてきたことをふまえ、これらについて丁寧な対応をなされたい。
- ・以上、その他事項についても、「PI 外環沿線協議会」「PI 外環沿線会議」をへて「地域課題検討会」までに出された論点をまとめた「対応の方針」（平成21年4月）を遵守し、さらに具体的な対策や計画について情報開示につとめ、地域の課題解決に努められたい。

##### 平成27年1月14日 都市計画法に基づく東京都への意見要旨

- ・「対応の方針」に書かれている東名高速道路以南の外環計画に向けた「検討の場」を早期に設置し、東京外かく環状道路（関越道～東名高速間）の整備に併せて確実に東名高速道路以南の整備を進めること。
- ・整備にあたっては、野川、国分寺崖線及び成城みつ池等における緑と水の自然環境と景観への十分な配慮を行うとともに、ジャンクション等の構造を含め周辺への影響を極力小さくすること。また、大気質や振動、騒音、地下水の保全等、工事により懸念される環境への影響などについては、必要な調査・対策を講じること。

- ・周辺まちづくりの観点から、外環道のジャンクション及び東名東京インターチェンジ周辺の都市計画道路などの都市基盤整備にあたっては、整備手法、時期等について、事前に区と十分協議し、早期に整備すること。
- また、区が進めている外環道のジャンクション周辺まちづくり及び上部空間等の利用について協力すること。
- ・事業に関する地元要望への回答や意見の反映については、当該地域のオープンハウス等を活用し、積極的に権利者や周辺住民との情報交換の場や機会を増やすと共に、必要に応じて個別に対応するなど、周辺住民への誠実かつ丁寧な対応に努めること。
- ・平成23年12月7日付で国土交通省関東地方整備局東京外かく環状国道事務所長あてに回答した「世田谷区所有地の使用について（回答）」（23世道外第80号）に付した、「別紙」要望事項の7点を踏まえて対応されたい。

平成29年3月2日 東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路）の早期整備等に関する国土交通省関東地方整備局長及び東京都都市整備局長への要望事項

- ・東名以南の整備に向けた考え方やスケジュールを早急に提示するとともに、路線全体の計画を早期に具体化し、事業化を図ること。なお、都においては、事業化を国に働きかけるとともに、都としても必要な検討をすすめること。
- ・外環事業による影響を受ける地元自治体として、世田谷区を協議の主体として位置付け、「検討の場」における意見表明や協議の仕組みを設けること。
- ・関越道から東名高速までの外環道の整備に伴う環八通りなど既存周辺道路の交通影響について、最新の予測データを示すとともに、必要な渋滞対策等を科学的根拠に基づき実施し、地域に与える影響を最小とするよう最大限努力すること。なお、都においては、国に働きかけること。また、区民・事業者等関係者への理解を得るため、十分な説明と丁寧な対応に努めること。なお、都においては、国に働きかけること。

令和2年10月20日 調布市内で発生した地表面陥没事象等に関する事業者への要請事項（1回目）

調布市内で発生した地表面の陥没事象に伴い、以下の事項の早急な確認とその結果について、区への報告及び区民への周知を行い、原因究明がなされるまで、工事を再開しないよう事業者に要請した。

- ・陥没原因の解明及び本線シールドトンネル工事との関係性について
- ・世田谷区内における同様な事象発生の可能性の検証について
- ・掘進完了箇所における継続的な安全性の確認について
- ・本線シールド工事の影響による場合、今後の具体的な再発防止対策について

令和2年12月22日 調布市内で発生した地表面陥没事象等に関する事業者への要請事項（2回目）

12月18日に開催された「第5回 東京外環トンネル施工等検討委員会 有識者委員会」において、調査状況の中間報告が公表されたことに伴い、以下の事項が確実に履行されるよう事業者に要請した。

- ・陥没・空洞事象に関する説明会を1月を目途に開催し、区民に説明を行うこと。
- ・陥没・空洞事象の原因究明調査及び掘進完了箇所における調査について、進捗状況及び結果の詳細を引き続き区に情報提供すること。
- ・十分な再発防止策、安全対策が講じられるまでは、工事の再開をしないこと。
- ・ランプシールドトンネル、地中拡幅の施工に際しては、十分な事前調査を行い万全の安全対策を講じること。

## (7) 環境影響評価に係る経緯

国土交通省と東京都は、東京外かく環状道路について、沿線自治体や地域住民をはじめ幅広く情報を提供し、意見の聴取をしながら検討を行ってきたところであるが、「検討の熟度を高めるためには、より詳細な環境への影響についてデータを示し、より具体的な議論をすべきである」との意見も数多く寄せられたことから、大深度地下を活用した地下式トンネル構造を対象に、環境への影響をより詳細に把握するための

調査を、環境アセスメントの仕組みを活用し、平成16年1月から平成17年8月まで実施した。

#### ①世田谷区内現地環境調査の項目

- ア 大気質、強風による風害
- イ 騒音、振動、低周波音
- ウ 地形及び地質、地盤、水循環
- エ 動物、植物、生態系
- オ 景観
- カ 史跡、文化財
- キ 人と自然とのふれあいの活動の場
- ク 日照障害、電場障害

#### ②経緯

- 平成15年 7月 東京都 方法書公告、縦覧開始
- 9月 東京都 区に対して区長意見の照会、区長 世田谷区環境審議会へ諮問
- 10月 世田谷区環境審議会開催、世田谷環境審議会答申、世田谷区長意見 東京都へ回答
- 11月 東京都環境審議会開催
- 12月 東京都知事意見作成
- 平成16年 1月 現地環境調査開始
- 平成17年 8月 現地環境調査終了、現地環境追加調査（鳥類）開始
- 平成18年 2月 「環境への影響と保全対策」公表
- 6月 環境影響評価準備書公告・縦覧
- 7月 世田谷区環境審議会報告
- 8月 東京都 区に対して意見照会、世田谷区環境審議会諮問
- 9月 世田谷区環境審議会答申
- 10月 区長意見書提出
- 11月 東京都環境影響評価審議会審議
- 平成19年 1月 環境影響評価書に対する環境大臣意見を都知事宛てに送付
- 環境影響評価書に対する国土交通大臣意見を都知事宛てに送付
- 4月 環境影響評価書公告・縦覧
- 平成20年 3月 住民要望に基づく現地環境追加調査（大気質・気象）開始  
観測地点 砧中学校、喜多見小学校、大蔵五丁目私有地
- 平成24年 3月 東京都環境影響評価条例の規定に基づく報告  
※「事後調査の手続きについて（報告）」「着工の報告について」「事後調査の計画」
- 平成25年 3月 東京都環境影響評価条例の規定に基づく報告  
※「事後調査の報告（事業計画の変更）」
- 7月 東京都環境影響評価条例の規定に基づく報告  
※「事後調査の報告（事業計画の変更）」
- 平成26年 7月 東京都環境影響評価条例の規定に基づく報告  
※「事後調査の報告（事業計画の変更）」

#### (8) 生活再建救済制度（平成16年11月～平成21年8月）

世田谷区土地開発公社は、「世田谷区東京外かく環状道路（関越道～東名高速間）における生活再建救済制度要綱」による区からの「用地取得協力依頼」に基づき、東京外かく環状道路計画地内の土地についての先行取得事業及び国への譲渡事業を開始した。その後、平成21年5月の外環事業化に伴い、区が同年8月31日をもって同要綱を廃止したことから、平成21年度以降は用地取得が行われていない。なお、本制度により先行取得した用地4件については、平成27年度までに全て国による買戻しが履行された。